

土木一資料 4

平成 3 1 年第 1 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
説明資料

土木委員会

目 次

| | | | |
|------------|-------|----|---|
| 議第 5 1 号関係 | | 土木 | 1 |
| 議第 5 2 号関係 | | 土木 | 4 |
| 議第 5 5 号関係 | | 土木 | 5 |
| 議第 5 6 号関係 | | 土木 | 7 |
| 議第 6 0 号関係 | | 土木 | 9 |

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）の施行（平成30年法律第49号。平成30年11月15日施行（一部平成31年6月1日施行））に伴い、新たに手数料を徴収するもの

（1）特定所有者不明土地使用権取得等裁定申請手数料

地域福利増進事業（道路、学校、病院等を整備する事業）を実施する者が、その事業区域内にある未利用の所有者不明土地の使用権等の取得又は取得した権利の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査に係る手数料

（2）特定所有者不明土地収用等裁定申請手数料

土地収用法の事業認定を受けた事業等において、その事業を行う者が事業地内の未利用の所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査に係る手数料

2 所有者不明土地法の目的

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図る。

① 所有者不明土地の利用を円滑化

ア. 地域福利増進事業の創設

知事の裁定により最長10年の使用権の設定が可能（延長裁定により、10年を超える使用権設定も可能）

イ. 公共事業における収用手続の合理化・円滑化（土地収用法の特例）

収用委員会に代わり知事が裁定をするなど手続を省略

② 所有者の探索を合理化

- ・ 土地所有者等関連情報（氏名、住所等）を県内部で利用すること及び他の行政庁へ提供することが可能
- ・ 長期間、相続登記等がなされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設（不動産登記法の特例）

3 手数料の額

【(1) 及び (2) の額】

| 区分 (損失の補償金の見積額) | 手数料の額 (1件につき) |
|--------------------|--|
| 10万円以下 | 27,000円 |
| 10万円超100万円以下 | 27,000円に見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた額 |
| 100万円超500万円以下 | 75,600円に見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた額 |
| 500万円超2,000万円以下 | 211,600円に見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額 |
| 2,000万円超1億円以下 | 264,100円に見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額 |
| 1億円超 | 360,100円 |

4 施行日

平成31年6月1日

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の背景

全国的な空き家の増加問題を受け、既存建築物の利活用を促進するため、また、密集市街地における大規模火災を防止するうえで建替えを促進するため、建築基準法の一部が改正され、既存建築物の転用に対する規制の緩和、避難・消火上有効な措置がとられた街区における建蔽率の緩和の措置及び各種許可手続の簡素化等が図られた。(H30.6.27公布、1年以内施行)

これを受け、知事が行う新たな許可・認定と、許可の簡素化に伴う手数料の額を定めるもの。

2 土木関係手数料徴収条例の主な改正内容

類似の既存手続の額に照らして、次の7つの手続について、手数料の額を定める。

| 許認可の内容 | | 手数料の額(1件につき) |
|---|--|--------------|
| (1) 既存の建築物を一時的に他の用途に転用する場合に、規制の緩和を受けるための許可 | ア 転用期間が1年以内 | 120,000円 |
| | イ 転用期間が1年超え | 160,000円 |
| (2) 既存の建築物の用途を変更する際に、工事を2以上の工事に分けて行うことができるようにするための計画の認定 | ア 計画を策定する場合 | 27,000円 |
| | イ 上記の計画を変更する場合 | 27,000円 |
| (3) 知事等が道路の境界から後退した壁面線を指定した場合等に建蔽率を緩和するための許可 | | 33,000円 |
| (4) 建築物の用途に規制がある地域に特定の建築物を建築するための許可 | ア 許可済みの建築物を増改築する場合(公聴会及び建築審査会の開催を要しないもの) | 120,000円 |
| | イ 日常生活に必要な建築物である場合(建築審査会の開催を要しないもの) | 140,000円 |

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の背景

全国的な空き家の増加問題を受け、既存建築物の利活用を促進するため、建築基準法の一部が改正され、既存建築物の転用（用途変更）に対する規制の緩和措置が図られた。（H30.6.27 公布、1年以内施行）

この中で、既存建築物を一時的に用途変更する際に、法の各種規制を緩和することができる許可制度が創設された。

2 建築基準条例の主な改正内容

既存建築物を一時的に用途変更して利用しやすくするために、法に基づき知事等により、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて一時転用の許可を受けたものについて、法の上乗せ基準である条例の各規定（興行場の出口の構造等）の適用を受けないものとする。（法施行日から施行）

（例）廃校となった中学校の体育館を、一時的にイベント会場として利用する許可を受ける場合に、県条例に規定する出口の幅が不足している場合であっても、誘導員を配置する等の代替措置をすることで、許可を受けられるようにする。

伊自良川橋上部工事の請負契約について

工 事 名：公共 道路改築（高規格道路ICアクセス）（仮称）伊自良川橋上部工事

工事場所：岐阜市^{たいがくきた}大学北 地内

工事概要： 主要地方道岐阜美山線は、岐阜市と山県市を結ぶ主要な幹線道路であり、重要な通勤や通学路線である。本工区は、東海環状自動車道の（仮称）岐阜インターチェンジに直結するアクセス道路として、東海環状自動車道の開通時期に合わせて整備を進めている。

本工事は、一級河川伊自良川を渡河する（仮称）伊自良川橋の上部工（鋼3径間連続非合成箱桁橋）の製作・架設を行うものである。

工事内容：橋^{きょうりょう}梁上部工工事

（仮称）伊自良川橋（鋼3径間連続非合成箱桁橋）

橋長：140.0m 幅員：6.5(11.5)m 鋼重：464t

製作工・架設工

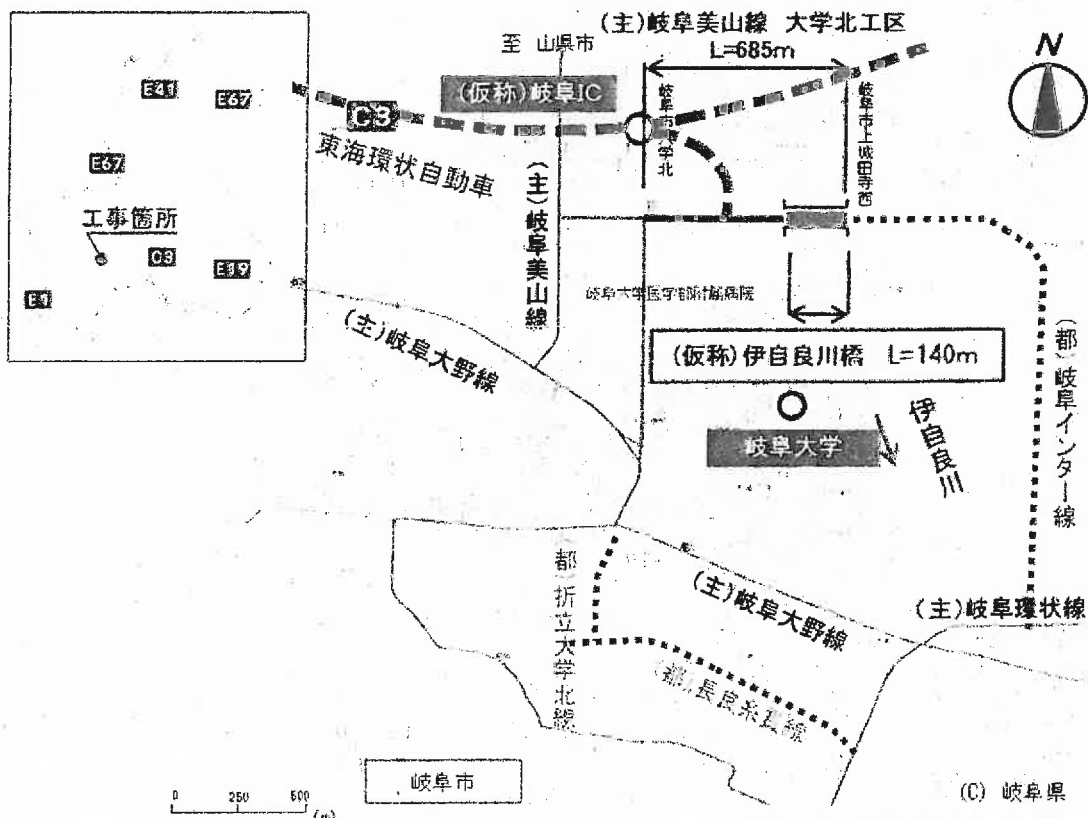
工 期：契約日より平成33年3月20日限り（約24ヶ月）

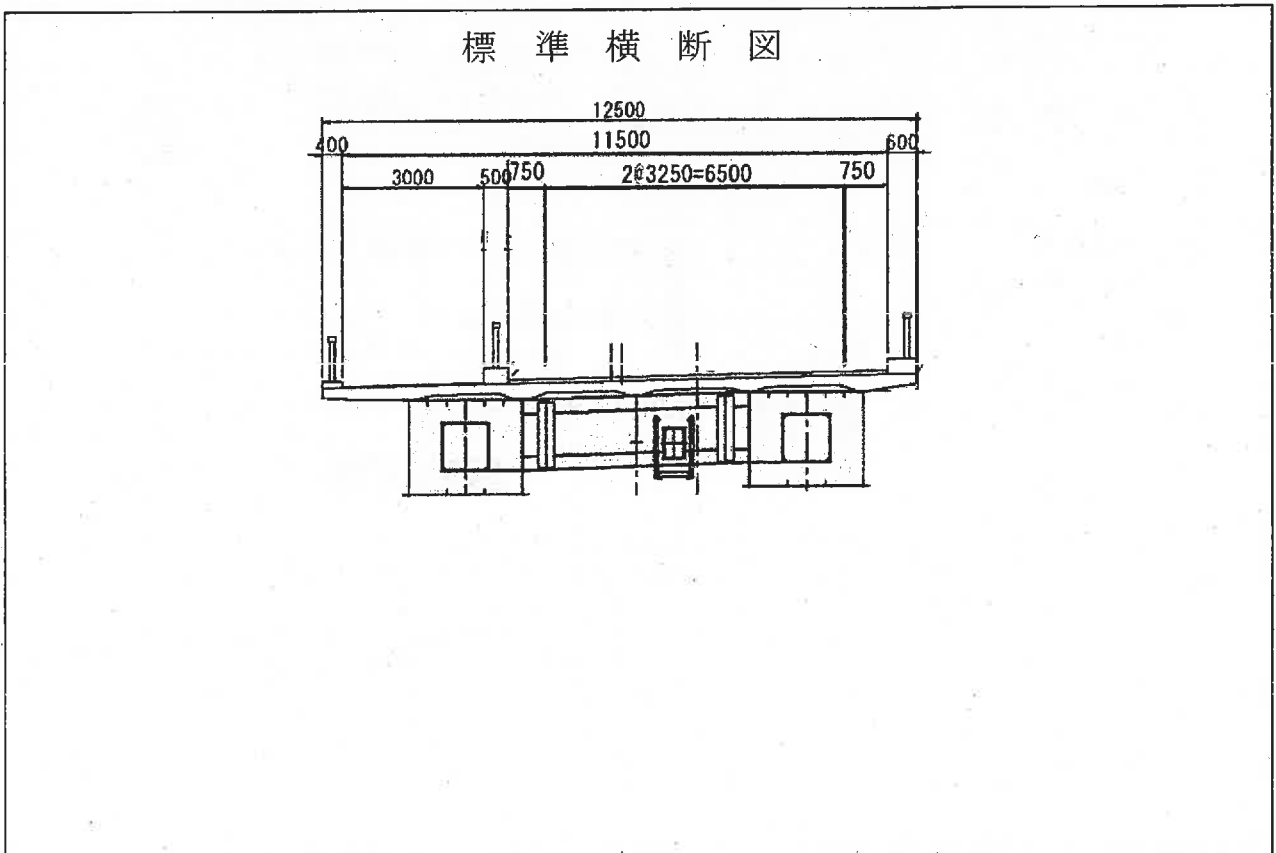
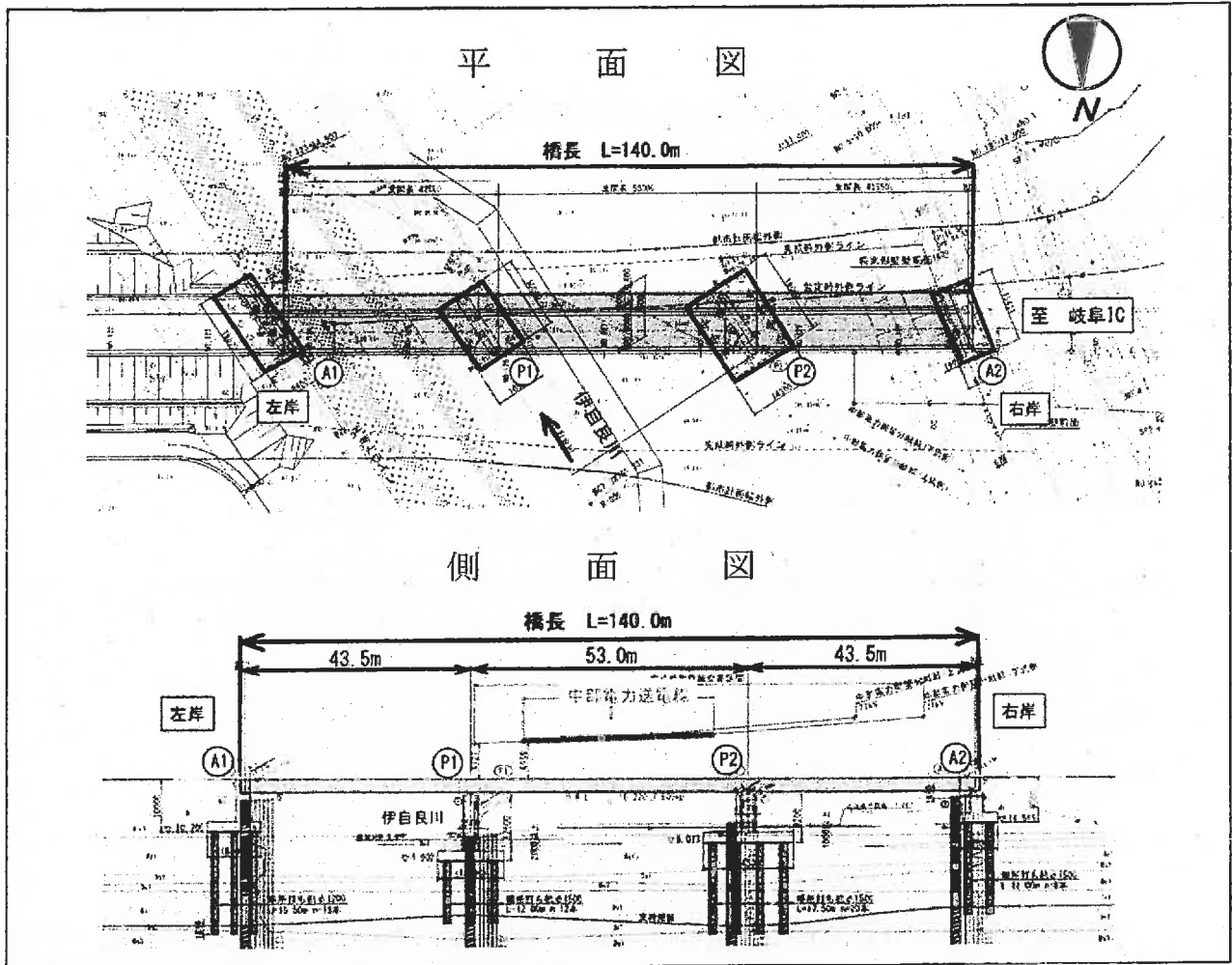
予定価格：557,599,680円（税込）

契約金額：516,024,000円（税込）

契約の相手方：篠田・高田^{しのだ たかだ}特定建設工事共同企業体

位 置 図





新大矢田^{おやだ}トンネル工事の請負契約について

工 事 名：公共 防災・安全交付金事業 (仮称)新大矢田^{おやだ}トンネル工事

工事場所：美濃市大矢田 地内

工事概要：一般県道上野^{かみのせき}関線は第2次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であり、当該地は、観光交流や産業振興の推進、災害時に有効に機能するネットワークの確保を目的として、バイパス事業を進めている。

(仮称)新大矢田トンネルは、現道の幅員狭小、急勾配、線形不良区間及び現道トンネルの大型車すれ違い困難の解消を目的として、早期に整備を行う必要がある。

工事内容：トンネル工事 (トンネル全体延長623m)

施工延長 623m
 道路幅員 5.5(8.5)m
 内空断面積 51.8㎡
 工 法 NATM

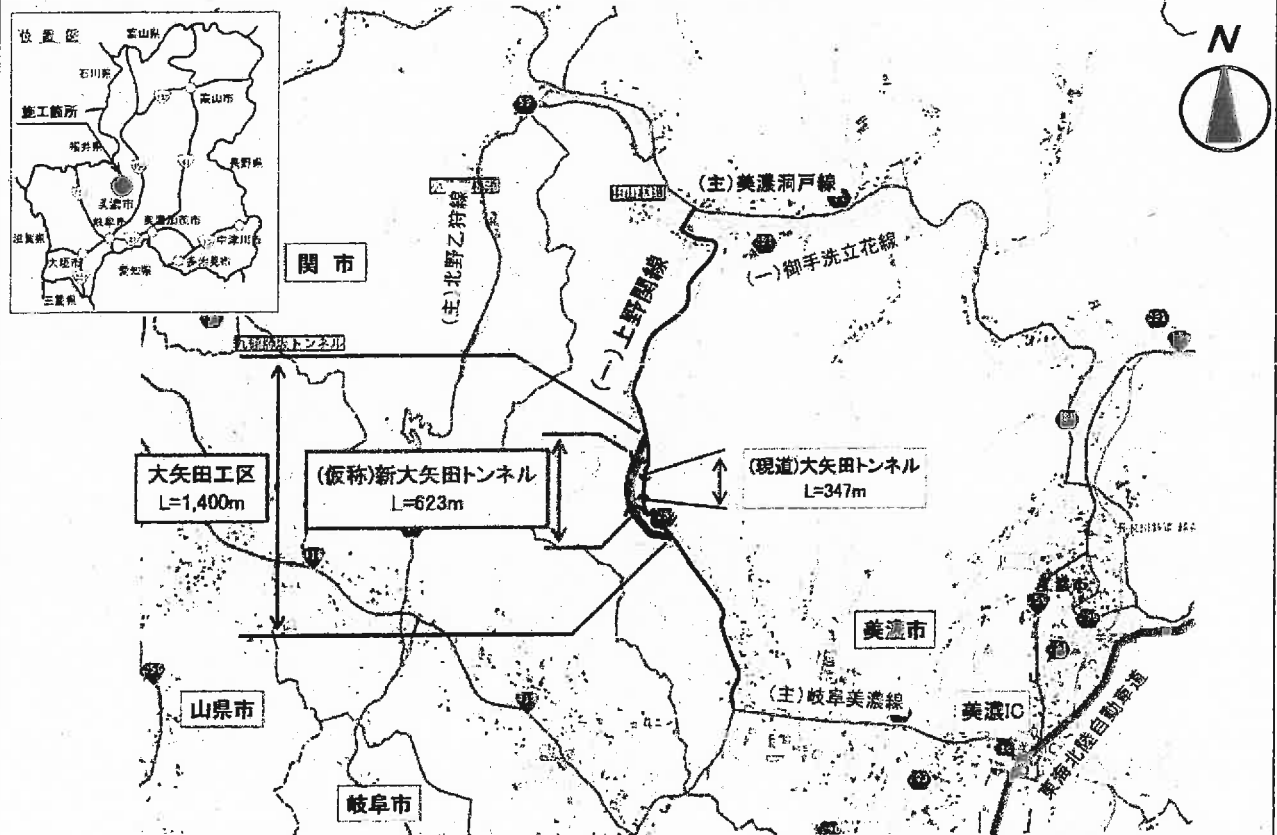
工 期：契約日より平成35年3月20日限り (約48ヶ月)

予定価格：1,637,412,840円 (税込)

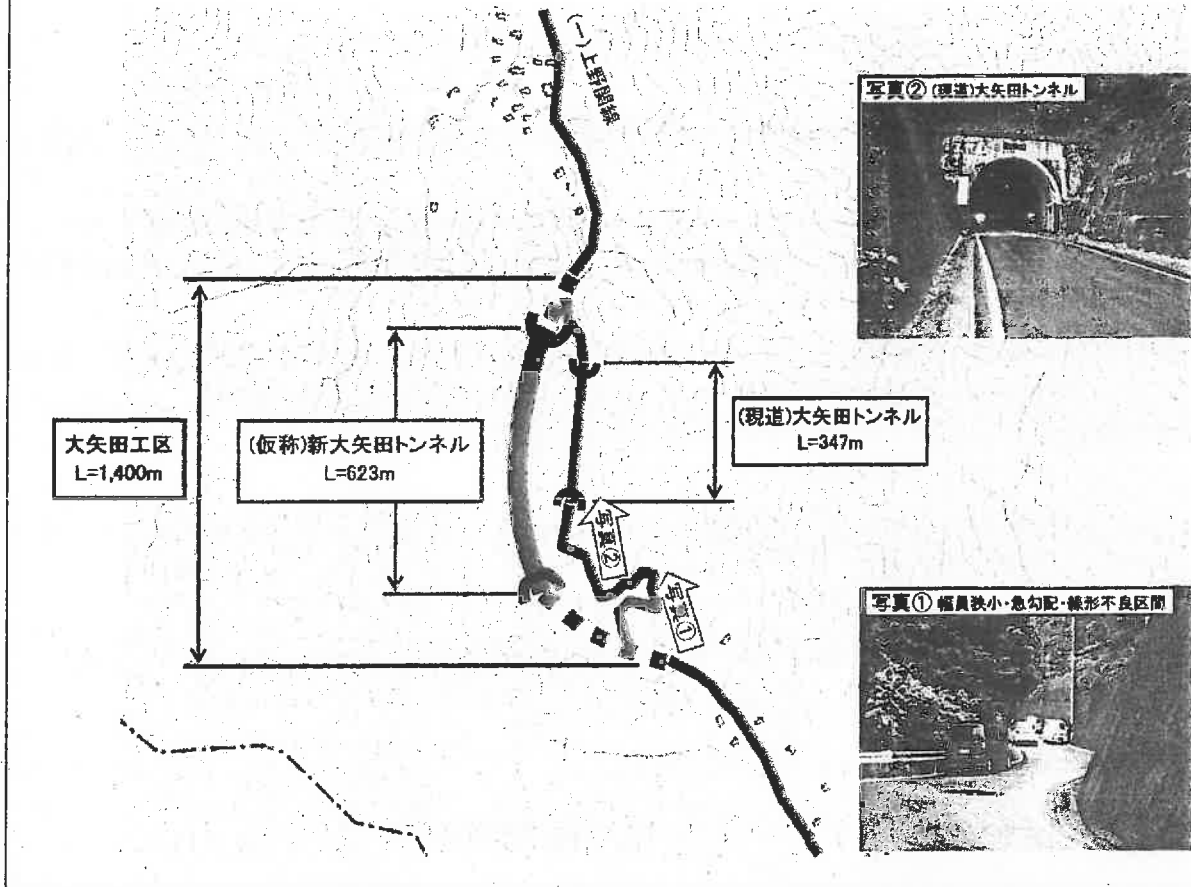
契約金額：1,533,600,000円 (税込)

契約の相手方：大日本^{だいにほん}・TSUCHIYA^{つちや}・青協^{せいきょう} 特定建設工事共同企業体

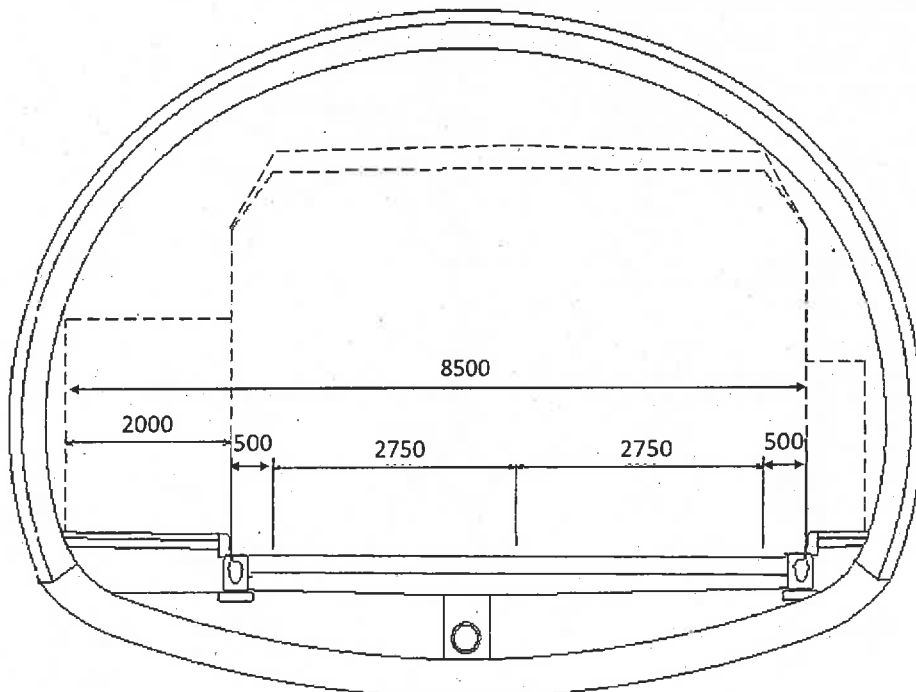
位 置 図



平面図



標準横断図



木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担の変更について

1 概要

平成28年11月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等が成立し、平成31年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることになった。

このことに伴い、木曾川右岸流域下水道関連の4市6町が負担する維持管理等に要する費用の改定を行うもの。

2 変更の内容

「木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について」（平成28年3月議第68号議決）中、木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する負担金に係る規定を、次のとおり変更

| | 現 行 | 改 正 後 |
|--------|-------|-------|
| 消費税相当分 | 百分の百八 | 百分の百十 |

3 適用日

平成31年10月1日